ガイドライン個票　米1

|  |  |
| --- | --- |
| ガイドライン名 | EPAによるNEPA文書の審査における累積影響の考慮  Consideration Of Cumulative Impacts In EPA Review of NEPA Documents |
| 発行者、発行年月 | EPA（U.S. Environmental Protection Agency）、1999.5 |
| 頁数 | 22ページ |
| 法的根拠・位置づけ（原文 p.1）（日本語訳 p.1） | NEPA文書における累積影響の評価は、環境諮問委員会（CEQ）の規則（CEQ,1987）により義務付けられている。CEQは累積影響の評価方法の改善のため、「国家環境政策法における累積影響の検討」（CEQ1997）を作成した。審査官は本ガイダンスとCEQ1997を同時に使用することが望まれる。 |
| ガイドライン対象者 | EPAのNEPA文書の審査官（EPA reviewers of NEPA documents） |
| 対象とする事業・計画（原文p.2、2章）（日本語訳p.2） | CEQの規則（CEQ,1987）では、各代替案の直接的影響と間接的影響とともに、累積的影響も評価しなければならないと明記している。累積的影響の検討を義務付けることで、この規則は、NEPA文書で検討される行為の範囲にプロジェクト案だけでなく、累積的影響に寄与する可能性のあるすべての行為が含まれることを保証している。 |
| 累積的影響の定義、基本的な考え方 | **【累積的影響の定義】**（原文p.2、2章）（日本語訳p.2）  累積的影響とは、ある行為の影響が特定の場所及び特定の時間内に、他の影響に加わったり、他の影響と相互作用したりする場合に生じるものである。これらの影響の組み合わせと、その結果生じる環境の悪化こそが、累積的影響分析の焦点となるべきものである。  影響は直接的、間接的、および累積的に分類することができるが、累積的影響の概念は、すべての影響を考慮に入れる。なぜなら、累積的影響は、時間の経過とともにすべての行為の影響が複合的に作用するからである。したがって、ある行為の累積的影響は、当該行為の主体 (連邦、非連邦、または民間) に関係なく、その行為とその資源に影響を及ぼす他のすべての活動が、資源、生態系、または人間社会に及ぼす総合的な影響と見なすことができる。  **【累積的影響を考慮すべき資源や分野】の例**（原文p.3、3章）（日本語訳p.3）  •生態学的資源に対する事業の影響  •社会経済的資源  •人の健康  •レクリエーション  •生活の質（QOL）の問題  •文化的・歴史的資源 |
| 累積的影響評価の手順 | 記載なし |
| 累積的影響を受ける要素（VE、VEC等）の範囲、条件 | 累積的影響分析を検討する際EPAの審査担当者は、NEPA分析によって、提案されている行為と他の行為によって累積的影響を受ける資源および生態系構成要素が特定されているかどうかを判断する必要がある。  審査担当者は、以下を考慮することによって、どの資源が累積的影響を受けるかを判断することができる。  (1) 資源が追加的影響に対して特に脆弱であるかどうか。  (2) 提案された行為は、同じ地理的領域におけるいくつかの類似の行為の1つであるかどうか。  (3) その領域における他の活動が資源に同様の影響を及ぼしているかどうか。  (4) これらの影響がこの資源にとって過去にさかのぼって重大であったかどうか。  (5) その領域における他の分析で累積的影響の懸念が明らかにされているかどうか。  累積的影響は、広範な資源や生態系構成要素に影響を及ぼす可能性がある。NEPA分析の中心である生物学的資源を考慮することに加え、すべき他の資源の例として、歴史的・考古学的遺跡、社会経済的サービスと問題、地域社会の構造と特性が挙げられる。累積的影響を適切に評価するためには、広範な資源の考慮が必要であるが、重大な影響を受ける資源についてのみ分析を拡大すべきである。同様に、生態系の構成要素も、累積的影響によって著しい影響を受ける場合に考慮されるべきである。累積的影響の尺度は、これらの生態系構成要素の機能に対する変化である。 |
| 対象とする時間的な範囲 | 時間的範囲の決定には、提案された行為の影響が継続する期間の見積もりが必要である。より具体的には、この時間の長さは、影響が単独で、または他の予測される影響と組み合わさって、懸念される資源に重大な影響を可能性がある限り、延長される。その行為、またはすべての行為の組み合わせが累積的影響に及ぼす影響が重大でない場合、分析は中止すべきである。累積的影響を決定する上で重要な要素は、資源の状態（すなわち、どの程度劣化しているか）であるため、分析は資源が提案された行為の影響から回復するまで延長されるべきである。 |
| 対象とする空間的範囲 | EPAの審査担当者は、資源がどのような影響を受けるかを検討することにより、累積的影響分析の適切な空間的範囲を決定することができる。この決定には、2つの基本的な段階が含まれる：  (1)提案されているプロジェクトによって影響を受ける可能性のある資源を含む地理的範囲を特定すること。  (2)必要であれば、プロジェクトとその他の行為の複合的な影響によって影響を受ける同じ資源やその他の資源を含めるために、その地域を拡大する。  実際には、複数の対象種や生態系の構成要素に関する地域は、1つのエコリージョンや流域で把握できることが多い。例えば、森林計画変更の影響アセスメントは、その管理森林管理単位を超えて拡大する必要があるかもしれない。その代わりに、原生地域、国立公園、州立公園、その他の連邦所有地、私有地などの一部を含む流域全体をアセスメントの範囲とすることもできる。境界線は、懸念される資源と評価対象となる特定の地域の特性に基づいて設定される。 |
| 累積影響の解析の対象とする事業の範囲 | 記載なし |
| 解析ツール | 記載なし |
| 評価の考え方、閾値の設定方法・設定者等 | 定性的および定量的閾値は、懸念される資源が劣化しているかどうか、および当該措置の影響と他の影響との組み合わせにより、環境機能が深刻に悪化するかどうかを示すために使用できる。EPAの審査において、閾値は、ある行為の累積的影響が重大であるかどうか、およびその資源が許容できない水準まで劣化するかどうかを判断するために使用することができる。EPAの審査担当者は、その分析に、法律または省庁の規制により義務づけられた、あるいはその他当局が使用している具体的な基準値が含まれているかどうかを判断する必要がある。具体的な閾値がない場合、分析には、当該資源が重大な影響を受けるか否か、およびその判断がどのように下されたのかについての説明を含めるべきである。  累積的影響が資源、生態系、または人間社会を著しく悪化させる閾値を決定することは、データ不足の、時として非常に困難である。決定的な閾値がない場合、NEPAの実務者は、複数の行為の累積的影響を、適切な国、地域、州、またはコミュニティの目標と比較し、総影響が重大であるかどうかを判断しなければならない。これらの望ましい条件は、NEPAプロセスを通じて、政府機関職員、プロジェクト提案者、環境アナリスト、非政府組織、および一般市民が協力することによって、最もよく定義することができる。 |
| ミティゲーションの責務（誰が責任を負うか） | **【責任の考え方】**（原文p.4、3章）（日本語訳p.4）  累積影響が発生するかどうか判断する責任は実施機関にある。しかし、EPA審査担当者は累積影響が発生する可能性を示すのに十分な情報を意見に記載すべきである。  累積的影響に係るミティゲーションのあり方について、本ガイドラインには、以下のようなQAが記載されている。  Q：EPAのコメントは、累積影響に対するミティゲーションを提案すべきか。  A：EPAのコメントには、プロジェクトの累積影響に対応するミティゲーションを推奨することが適切である。コメントは、累積様々な要因に対応する、様々なミティゲーションを提案すべきである。それは、最低限、累積的影響に対する本プロジェクトの寄与に対処するものでなければならない。さらに、提案されているプロジェクト以外の活動によって引き起こされる累積影響に対処するためのミティゲーションを提案することが適切である。例えば、異なる政府機関や民間団体が、長期間にわたって累積影響に寄与している場合、これらの団体間でパートナーシップを形成し、環境回復に取り組むことをミティゲーションに含めることができる。ミティゲーションに関するEPAの提案は、その対策を実施する管轄権を行為機関が有しているかどうかによって必ずしも制約を受けるわけではなく、その対策は現実的かつ技術的に実行可能であるべきであることに留意することが重要である。 |
| モニタリングの責務、範囲 | 記載なし |
| 累積的影響評価における住民参加 | 記載なし |
| データベース等支援システムの有無 | 記載なし |
| 推奨されている優良事例とそのポイント | **＜資源と生態系の構成要素＞を検討する際に役立つ情報が記載されている文書**（原文p.5、4-1章）（日本語訳p.5）  ・生息地の評価:環境分析レビューの問題（EPA,1993）  ・国家環境政策法に基づく環境影響分析への生物多様性の考慮の組み込み（CEQ,1993）  ・高速道路開発による生態学的影響の評価（EPA,1994）  **＜資源と生態系の構成要素＞についての優良事例**（原文p.7、4-1章）（日本語訳p.6）  ・MT州ビーバーヘッド国有林ウィズダム・レンジャー地区トレイル・クリーク木材販売に関する補足情報報告書（Forest Service, 1991）  →報告書では、約1万年前の更新世氷河の後退以来、トレイル・クリーク地域の成熟した森林とそれに関連する野生動植物種の分布と生息数を絶えず変化させてきた、火災や昆虫などの自然攪乱プロセスという観点から、潜在的な影響を検討した。  ・後期更新林と老齢林関連種の生息地の管理に関する補足EIS草案（Forest Service and BLM,1993）  ・現在のコロンビア流域内部管理プロジェクトのEIS草案（Forest Service and BLM,1997）  →景観レベルの生態系プロセスは従来見過ごされてきたが、現在では複数の活動によって累積的に影響を受ける可能性が最も高い資源のひとつと考えられている。林野庁や他の機関は現在、これらの資源をよりよく考慮するために、多くのNEPA分析に生態系アプローチを適用している。  **＜地理的境界と期間＞についての優良事例**（原文p.9、4-2章）（日本語訳p.7）  ・後期遷移林および老齢林関連種の生息地管理に関する最終補足EIS（林野庁およびBLM,1994年）  →行政単位と自然地域を組み合わせた調査境界の重要な例  ・ニュージャージー州ハッケンサック・メドウランズ地区の特別地域管理計画（SAMP）に関するEIS草案（EPAおよび陸軍工兵隊,1995年）  →管理の有用性と資源の関連性の両方について、政治的境界と自然的境界の両方を考慮した調査地域を作成したもう1つの例  ・後期遷移林および老齢林関連種の生息地管理に関する最終補足EIS（林野庁およびBLM,1994年）  →持続可能な生態系条件の回復または維持の可能性を検討するため、十分に時間を先取りしたものであった。  **＜過去、現在、および合理的に予測可能な将来の行動＞についての優良事例**（原文p.13、4-3章）（日本語訳p.10）  ・コメンスメント湾の自然資源被害評価：修復計画および最終計画EIS（FWS and NOAA,1997）  →歴史的記録と証拠写真を組み合わせて、干潟と湿原の生息地の98％が過去に失われたことを定量化することによって、多くの様々な過去の行動を含めるという問題に対処した。  ・カリフォルニア州サンバーナーディーノ郡キャッスルマウンテンプロジェクトの最終EIS（BLM,1990）  →12の懸念資源に累積的に影響を及ぼす可能性のある、26の他の既存および提案中の活動を考慮した。  ・ペンシルベニア州フィラデルフィアの海軍基地の廃棄と再利用のためのEIS草案（海軍省,1995年）  →南フィラデルフィアの一般的な成長傾向、その他の土地利用開発計画、国防総省の他の機関による関連活動、海軍基地の再編、造船所施設の民間造船業者へのリース提案、基地外の交通機関の大幅な改善提案など、「関連した、累積的な、類似の既存および潜在的な活動」に対処した。  **＜環境の状態の記述＞についての優良事例**（原文p.17、4-4章）（日本語訳p.12）  ・林野庁のスノーマス・スキー場最終環境影響評価書（林野庁,1994年）  ・陸軍工兵隊のエルク・クリーク湖最終環境影響評価書（陸軍工兵隊,1991年）  →どちらも代替案の比較のためにベースライン条件を定義している。スノーマス・スキー場の拡張による潜在的な環境影響を評価するにあたり、林野庁は「開発前」の基準点を設定し、そこから過去、現在、そして合理的に予測可能な将来のすべての環境影響を調査した。その結果、EISは様々な資源への累積影響について包括的な考察を行った。  **＜閾値を用いた資源劣化の評価＞についての優良事例**（原文p.19、4-5章）（日本語訳p.14）  ・オハイオ川上流域における水力発電に関する最終EIS（FERC,1988）  →連邦エネルギー規制委員会は、次々にタービンを追加してダムを増設することで減少した流出量と曝気量をモデル化して、溶存酸素が基準を下回るポイントを決定した。  ・イリノイ州レイク郡とマクヘンリー郡のフォックス川とチェーン・オー・レーク地域におけるレクリエーショナル・ボートの累積影響に関するEIS草案  →植生の生育に必要な水の透明度のしきい値を設定することで、ボートの往来が水生生物の運搬能力に与える影響を評価した。同時に、人々が混雑していると感じるボートの数という社会収容力の閾値も設定した。  ・後期更新林と老齢林関連種の生息地の管理に関する補足EIS草案（Forest Service and BLM, 1993）  →「種の生存可能性を確保する可能性」を評価するために、パネルの専門家の意見に頼る必要があった。 |
| 累積的影響評価を実施する上での課題等 | NEPA文書は一般に、累積的影響によって影響を受ける可能性のある限られた数の資源のみを考慮する。さらに、生物資源への影響の評価は、一般的に、選ばれた狩猟種、連邦または州の絶滅危惧種、湿地生息地に限定されてきた。これらのアプローチはあまりに限定的であり、影響を受ける可能性のある他の貴重な資源を検討するために拡大されるべきであると同時に、より広範な潜在的影響を検討すべきである。 |
| その他特記事項 | 本ガイドラインは、NEPA審査官の審査のためのものであるため、他のガイドラインとは書き方が異なる。なお、NEPA文書を作成する事業者や実務者向けには、CEQ のハンドブック "Considering Cumulative Effects under the National Environmental Policy Act" (CEQ 1997)がある。  <https://www.epa.gov/sites/default/files/2014-08/documents/cumulative.pdf> |